## 米国物流キュリティ・プログラムと ACEの概要

日本機械輸出組合 2003年



#### 図.米国関税庁のコンテナ・セキュリティ・プログラム

(2003年2月20日現在)

1.プログラム間の関係

#### 輸出側 CSI

・外国港と米国関税局によ る2国間政府協定によるセ キュリティプログラム



米国側(輸入側) C-TPAT

・個別企業がコンプライアンス プログラムを作成して対応す

るボランタリープログラム

#### 24時間ルール

・外国港での貨物積込24時間前申告

#### 外国の荷主・船社に対する義務的規則

一連のセキュリティプログラムで初めての法的規則

CSIを補強するもの

#### 2.C-TPATについて

#### 1.概要

•関税局のセキュリティ・ガイドラインに従ってサプライチェーン・セキュ リティ・コンプライアンス・プログラムを作成し、米国関税局の承認を受 けると参加者になれる。 輸入企業によるボランタリープログラム

•参加者には、以下のベネフィットが付与される。

迅速な通関、低い検査率、アカウントベースでの関税納付等 2. 対象

輸入者、船社、通関業者、倉庫管理者、製造者

3 経緯

4月17日スタート。輸入者の受付開始

7月15日フェーズ2。船社の受付開始

8月23日フェーズ3。フォワーダー/ブローカーの受付開始 2003年1月24日現在、1700社が参加表明(300社が認定)

1月20日フェーズ4。ターミナルオペレータの受付開始

#### 3. CSIについて

#### 概要

対米輸出の多い20大港と2国間協定を結び以下を行う(Phase

- ・ハイリスク・コンテナとするためのリスク基準を策定する
- ·米国の港に着く前に事前チェック(pre-screening)を実施する
- ・ハイリスク・コンテナを事前にチェックするための技術を開発する
- ・スマート・コンテナの開発と使用

#### 2国間政府協定によるセキュリティプログラム

- ·9月26日、日本·財務省関税局、CSIの試験的参加発表。
- ·2003年1月8日、対象を20大港以外へ拡げる(Phase 開始)

#### 4.24時間ルールについて

- ・外国港での貨物積み込み24時間前の貨物情報事前 申告
- ·申告項目は14項目

全世界の対米輸出者・船社

一連のセキュリティ・プログラムで初めての法的規則 CSIと同じ事前チェックを世界の全てに拡大するもの

#### 対象港 既に参加、無印:未参加

#### Phase (20大港)

Hong Hong Kong Shanghai, China

Singapore

Kaohsiung, Taiwan

Rotterdam, Netherlands

Pusan, Republic of Korea

Bremerhaven, Germany

東京

Genoa, Italy

Yantian, China (+Qingdao)

Antwerp, Belgium

名古屋

Le Havre, France

Hamburg, Germany

La Spezia, Italy Felixstowe Felixstowe, UK

Algeciras, Spain

神戸

横浜

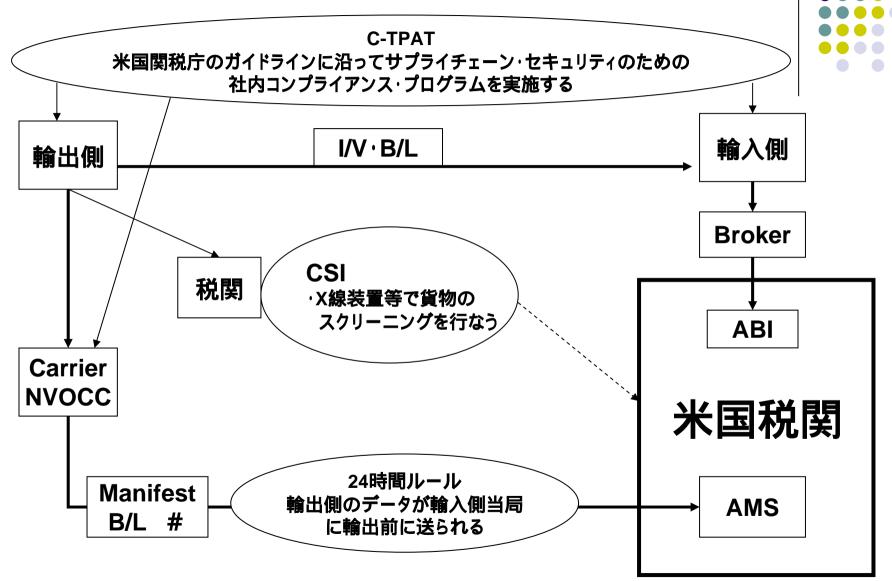
Laem Chabang, Thailand

#### Phase (20大港以外)

Gothenburg, Sweden Klang, Malaysia

Tanjung Pelepas, Malaysia

# 業務の流れとセキュリティ・プログラム



### C-TPATの基本的内容

#### (Customs-Trade Partnership Against Terrorism)



- 1.C-TPATとは何か
- サプライ·チェ‐ン及び国境での安全を強化するための官民共同イニシアティブ。
- 2. C-TAPT参加のためにすべきこと
- サプライチェーンのセキュリティについて、関税庁のセキュリティ・リコメンデーションに沿って自社のセキュリティ評価を行なうとともに社内管理プログラムを実施する。(サプライチェーンに繋がる他社へC-TPATガイドラインを周知させ、これら各社との関係の中でC-TPATガイドライン確立に向けた努力をすること。)
- サプライチェーン・セキュリティ質問状を税関へ提出する。
- アグリーメント(MOU)、サプライチェーン・セキュリティー質問状を提出する。
- 3. C-TPATのベネフィット
- 検査回数を少な〈する(国境での時間の短縮)
- 税関アカウントマネージャーの指定(Assigned Account Manager)(まだ指定されていない場合)。
- 現在、ローリスク輸入者と評価されている企業については、当該企業の全ての部門に対してローリスク輸入者取扱措置を拡大する。
- C-TPAT参加者リストの閲覧。
- 関税支払いなどのための口座決済手段使用の資格付与(例えば、月2回/月一回などの定期/ 日払い)。(Account-based process)

<sup>\*</sup>現実にはACEが稼動しなければベネフィットは与えらない。

# C-TPATの対象



### サプライチェーンの基本的所有者

対象		手続き開始時期		
輸入者	(Phase	)	2002年4月	
キャリア	(Phase	)	2002年7月	
プローカー	(Phase	)	2002年8月	
ターミナルオペレー	<b>-</b> 夕(Phase	)	2003年1月	
(海外の)製造者	(Phase	)	2003年夏までに	

# C-TPAT参加企業



1月24日のCOAC会議

Bob Rosen (Head of C-TPAT Office, U.S.Customs)の説明

総数:1700社

輸入者:1100社

輸入上位100社のうち63社が参加

米国年間輸入の35%を占める

船社 :130社

フォワーダー:460社

5月のSandler, Travis & Rosenbergのニューズレター では 参加社総数:3000社に増加

# C-TPAT立入検査



- C-TPAT立入検査(C-TPAT Validation Process)
   C-TPAT参加企業を関税庁係官が訪問し、同プログラムに定められているサプライチェーン・セキュリティ・ガイドラインを遵守しているか検証し、認められた場合、証明を発行する
- 現在もっとも初期に参加した企業15社について検査を行っている。
   5月には別の15社を訪問して検査する予定で、秋までには100社程度検査を実施する意向。
- C-TPAT立入検査ガイドライン 検査実施に際しては30日前までに対象企業に文書で通知される。 検査は稼動日ベースで10日間程度行なわれる。 C-TPAT参加後3年以内に立入検査が実施される。

(参考資料) C-TPAT VALIDATION PROCESS GUIDELINES

C-TPAT VALIDATION PROCESS FREQUENTLY ASKED QUESTION (http://www.customs.treas.gov/xp/cgov/import/commercial\_enforcement/ctpat/) (http://www.jmcti.org/C-TPAT/vol.1/C-TPAT\_CSI\_1-46.htm)

### CSI

# (Container Security Initiative)



- 米国へのコンテナ積み出しの多い外国の港上位20港(20メガポート)が所在する外国政府との2国間協議に基き、米国向けコンテナのプレスクリーニングを行なう。
- 輸出港を出る段階でエックス線、ガンマ線検査装置によるコンテナ・チェックを行い、ローリスク・コンテナとハイリスク・コンテナに分別する。同時に、マニフェストは米国側へ送られる。当該コンテナが米国港についた時に、既に送られているマニフェストと照合する。C TPAT参加者によって輸送されたローリスク・コンテナは、ファーストレーンに乗せられ迅速な輸入通関が行われる。

#### CSIの4つのエレメント

- ハイリスク・コンテナとするためのリスク基準を策定する
- 米国の港に着く前に事前チェック (pre-screening)を実施する
- ハイリスク・コンテナを事前にチェックするための技術を開発する
- スマート・コンテナの開発と使用

# CSIの動向



- 3月24日(月)から横浜港において試行を開始する。試行期間は6ヶ月程度。
- 横浜港へは米国の税関職員4名が駐在する。他方、我が国税関職員3名がロサンゼエルス/ロングビーチ港に派遣され、4月7日から日本向け貨物の検査にあたる。
- 東京、名古屋、神戸については、横浜港の試行開始の後、段階的に実施していく (時期については今のところ未定)。
- 対象:原則として横浜港から米国向けに船積みされる海上コンテナ貨物で輸出貨物、積み替え貨物を対象とする。
- 選定方法:横浜税関職員と米国税関職員が協力し、輸出申告所等に基づいてテロに利用される恐れがあるコンテナ(CSI対象コンテナ)をエックス線検査装置で検査する。日米それぞれ持っているノウハウを合わせて協議し危険性の高いコンテナを抽出する。協議により検査を実施すると決まった場合、実際に検査を実施するのは横浜税関職員であり、米国税関職員は検査を実施しない。
- 検査終了後、問題なしと判断された場合、横浜税関がCSI用のシールをする。
- CSI対象コンテナの検査に伴う立会い、費用負担等については通常の輸出検査と同じ。
- 横浜税関の問合せ先

横浜税関 業務部 CSI班 電話 045-212-6114 FAX 045-201-6815

# 24時間ルール



### 正式名称

- 米国向け輸送に対する外国港での貨物船積み24時間 前貨物情報事前申告
  - Presentation of Vessel Cargo Declaration to Customs Before Cargo is laden Aboard Vessel at Foreign Port for Transport to the United States.
- Federal Register/Vol.67, No.211
   Thursday, October 31, 2002
   Final Rule / 66318-66333

# 24時間ルールの概要



11

- 米国税関は全ての船社から積荷の貨物申告情報を、外国港で船積みされる24時間前に受け取らなければならない(申告にはAMSを利用する)。
- 従来の貨物マニフェスト情報に加えて、新たに14項目の 申告が求められる。
- 米国経由第三国向け貨物も24時間ルールの対象。
- バルク貨物は適用免除。ブレーク・バルク貨物は米国関税庁へ申請する。
- NVOCC:米国連邦海事委員会(FMC)からライセンスを受け、International Carrier Bondを所有している場合には直接マニフェスト情報を米国税関に送って良い。

# 14の申告項目



- ( )米国向け船舶が出港した最後の港
- ( )キャリア・コード(SCAC)(Standard Carrier Alpha Code)
- ( )キャリアに賦与された航海番号(The Carrierassigned Voyage number)
- ( )最初の米国寄港地への予定到着日
- ( )当該船舶(キャリア)のB/Lの番号と数量(Master B/LかHouse B/Lのいずれか適用できる方)(このことは下記のことを意味する。すなわち、キャリアは外部梱包(external packing unit)の最小単位での数量を伝えなければならない;たとえば、一個のコンテナに200個のカートンを積んだ10のパレットが積み込まれている場合、200カートンと申告されなければならない)
- ( )米国行き外国キャリアが最初に貨物を受け取る港 名

- ( )貨物の正確な説明(または、荷主から提供されているならば、貨物が分類されている6桁レベルのHSコード)と重量、または、シールされたコンテナについては、荷主が申告する貨物の説明と重量。 "freight all kinds(FAK)"、"general Cargo"、"said to contain(STC)"等の総称的な説明は認められない。
- ( )B/L記載の荷主の完全な名前と住所、あるいはID番号は、将来Automated Commercial Environment実施に際して米国関税庁より附与されるユニークな番号。)
- (ix)B/L記載の荷受人の名前と住所、あるいは所有者の 代表者名と住所、あるいはID番号(ID番号は、将来 Automated Commercial Environment実施に際し て米国関税庁より附与されるユニークな番号。)
- (x)船舶名、ドキュメントが作成された国、および公式船舶番号(船舶番号とは、船舶に附与されたIMO番号)
- (xi) 貨物の積み込みが行われた外国港名
- (X )国際的に認識された危険物質コード(コンテナに 積込まれていた場合)
- (x)コンテナ番号(コンテナ出荷の場合)
- (x )コンテナに添付されているシール番号

# ( )貨物の詳細な説明の用例

### 「Frequently asked Questions 31」掲載



Not Acceptable	Acceptable
Apparel	Clothing
Wearing Apparel	Shoes
Ladies' Apparel	Jewelry(may include watches)
Men's Apparel	
Appliances	Kitchen Appliances
	Industrial Appliances
	Heat Pump
Autoparts	New Autoparts
Parts	Used Autoparts
Caps	Baseball Caps
	Blasting Caps
	Bottle Caps
	Hub Caps
Chemicals, hazardous	Actual Chemical Name(not brand name)
Chemicals, non-hazardous	Or U.N.HAZMAT Code Identifier #
Electronic Goods	Computers
Electronics	Consumer Electronics, Telephones
	Electronic Toys(can include Gameboys, Game Cubes,
	Dancing Elmo Doll etc.)
	Personal/Household Electronics(PDA's, VCR's, TV's)
Equipment	Indsutrial Equipmet, Oil Well Equipment
	Automotive Equipment, Poultry Equipment etc.
Flooring	Wood Flooring, Plastic Flooring, Carpet, Ceramic Tile,
	Marble Flooring
Foodstuffs	Oranges
	Fish
	Packaged Rice, Packaged Grain, Bulk Grain
Iron	Iron Pipes, Steel Pipes
Steel	Iron Building Material, Steel Building Material
Leather Articles	Saddles
	Leather Handbags
	Leather Jackets, Shoes
Machinery	Metal Working Machinery
	Cigarette Making Machinery
Machines	Sewing Machines
	Printing Machines

Not Acceptable	Acceptable			
Pipes	Plastic Pipes			
	PVC Pipes			
	Steek Pipes			
	Copper Pipes			
Plastic Goods	Plastic Kitchenware, Plastic houseware,			
	Idsutrial Plastics			
	Toys, New/Used Auto Parts			
Polyurethane	Polyurethane Threads			
	Polyurethane Medical Gloves			
	Personal Effects			
	Household Goods			
	Personal Effects			
	Household Goods			
Rubber Articles	Rubber Hoses			
	Tires			
	Toys			
	Rubber Coneyor Belts			
Rod	Welding Rod			
	Rebar			
	Alumium Rods			
	Reactor Rods			
Scrap	Plastic Scrap			
	Alumium Scrap			
	Iron Scrap			
STC(Said to Contain)				
General Cargo				
FAK Freight of All Kinds				
"No Description"				
Tiles	Ceramic Tiles			
	Marble Tiles			
Tools	Hand Tools			
	Power Tools			
	Industial Tools			
Wires	Electric Wires			
	Auto Harness			
	Coiled Wire(Industrial)			

# これまでの経緯



### 2002年

- 8月8日 プロポーズド・ルール発表
   パブリックコメントを募集。諸外国も含め78のコメントが米国関税庁に 提出される
- 10月31日 ファイナル・ルール発表
- 12月 2日 施行(ただし、準備期間として60日間はエンフォースメント(強制遵守措置)を発動しない)

### 2003年

• 2月2日 エンフォースメント発動を伴う完全実施開始

# 完全実施直後の状況(1)



### 米国関税庁の報告:

- 2月第二週(2月2日の週)に142,000件のB/Lを審査し、このうち13件の"No Load"命令。理由は貨物の説明が不十分。その他の理由で数件。
- 2月第三週で420,000件のB/Lを審査。このうち17,000件 について貨物の説明に関して問題があったが、"No – Load"命令は40件以下。

### 香港: 唐英年(ヘンリー・タン) 商工・科学技術局長

- 実施後3日間で1万1000個のコンテナが船積みされたが 2.6%(286個)がデータ不足のため船積みできなかった。
- 荷主に戻されたコンテナは1個のみ。

# 完全実施直後の状況(2)

米国関税庁はかなり緩やかにエンフォースメントを運用しているが、強化の環境は整いつつある。

- 「No Load」メッセージは電話、FAXで伝えていたが、 AMSのプログラム修正が終了し、3月4日からAMSで伝えられるようになった。
- 当面の間、エンフォースメント措置は貨物項目にのみ 絞った形で実施する(2月25日FAQの1B))

船社も慎重に船積みを行なっているが、コスト増となる要求が出始めている。

- 概ね72時間前(W/D)のカット・タイムを提案。
- 1B/L:25~30ドル、1修正:40ドルのサーチャージをオファー

### 24時間ルールのエンフォースメント(1)

- 2002年12月2日、施行(60日間の準備期間 としてエンフォースメントは発動しない)
- 2003年2月2日、エンフォースメント開始エンフォースメントは緩やかに運用されてきた
- 2月第二週(2月2日の週)に142,000件のB/Lを審査し、このうち13件の "No – Load"命令。理由は貨物の説明が不十分。その他の理由で数件。
- 2月第三週で420,000件のB/Lを審査。このうち17,000件について貨物 の説明に関して問題があったが、"No – Load"命令は40件以下。
- 2月2日~3月27日
   Carol Fuchs (COAC議長、3月27日のJIGセミナーでの説明)
   No-Loda命令:150件、No-Unload命令:10件
   No-Loda命令の殆どは、マニフェストの修正で解決。罰金はなし。

### 24時間ルールのエンフォースメント(2)



### 米国税関エンフォースメント・スタンス

- これまで
  - 「当面の間、エンフォースメント措置は貨物項目にのみ絞った形で実施する(2月25日付けFAQの設問1B)」
- 今後強化の方向へ(以下の権限が税関に与えられる)

#### 5月4日から:

貨物の説明が不十分であるときはいつでもNo-Load命令を出す。 あからさまに24時間前申告が守られていない場合罰金を科す。

#### 5月15日から:

荷受人名(Consignee)を記述していない場合、「to Order of Shipper」、などの記述を行なった場合には不十分な荷受人説明として No- Load命令を出す。 経由(FROB)貨物で、24時間申告が守られていない場合、貨物の説明が不十分である場合には罰金を科す。

# 2002年通商法に基づ〈事前申告ルールの適用拡大素案(Strawman Proposal)



- 2002年通商法(Trade Act of 2002、Public Law 107-210)セクション343(a)に基づいて、 事前申告ルールが全ての輸送モード(航空、鉄道、トラック)及び輸出貨物へ適用されることになっている。
- 2003年10月1日までにファイナル・ルールが発表される予定。
- 最終規則発表から実施まで3ヶ月の準備期間が想定されている。 素案で示された事前申告時間は下記表のとおり。

輸送モード		申告条件	申告時間
64 572 化北加	エクスプレス・クーリエ	積込み前	8時間
L 航空貨物	通常便	積込み前	12時間
トラック		積込み前	4時間
鉄道		外国駅出発前	24時間
船舶		積込み前	24時間

- 2002年通商法による事前申告に関するプロポーズド・ルールは6月中に発表される予定。 既に上記Strawman Proposalは削除されている。
- プロポーズド・ルール発表と同時にパブリックコメントを募集し、9月に議会に報告され、10月1日にファイナル・ルールが発表される予定。

### 1993年税関近代化法(1)



#### 法的根拠

- Customs Modernization Act of 1993 Public Law 103-182, Stat. 2057
- NAFTA実施法(the North American Free Trade Implementation Act) の第六篇(Title )が税関近代化法(MOD Act)となる。1993年12月8日 成立。
- 第六篇のサブタイトルBで「国家税関自動化プログラム」(NCAP: National Customs Automated Program)が規定されている。

#### 目的

- 税関業務の効率化と自動化
- ▶ 貿易関連法規に対する遵守の向上
- セーフガード措置の提供

#### 基本概念

- Shared Responsibility
- Informed Compliance
- Reasonable Care

# 1993年税関近代化法(2)



### (1) Informed Compliance:

- 企業のVoluntary Complianceを最大化するため、法的義務を完全且つ明確に知らせる必要があり、税関は関税法の下での企業の義務と権利に関する情報を提供する義務がある。
- 価額、分類、輸入手続、原産地認定、表示要件、知的財産権、記録保存、 ドローバック、罰則と清算損害、等々。

### (2) Shared Responsibility:

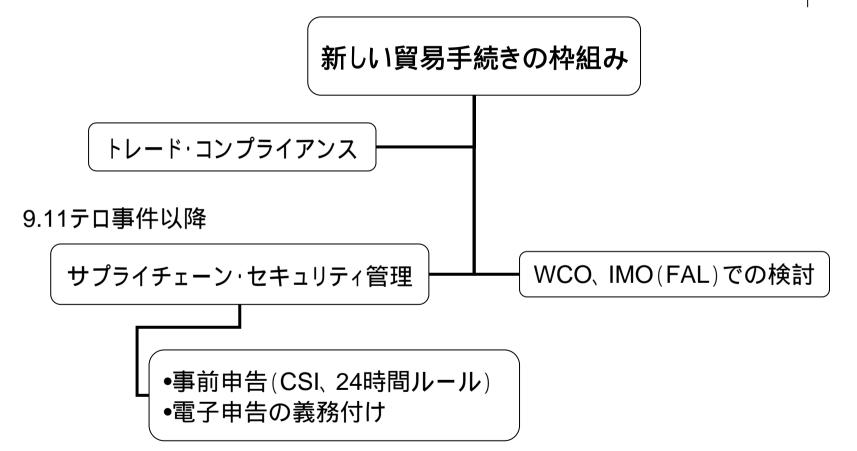
• 税関と企業は輸入規則遵守について責任を共有する。

### (3) Reasonable Care:

- 法令遵守のための企業の当然の配慮義務。
- 輸入者が適切にReasonable Careを実施できなければ、輸入貨物のリリースが遅らせられ、あるいは罰則が科せられる。

### 税関近代化法とテロ対策の統合



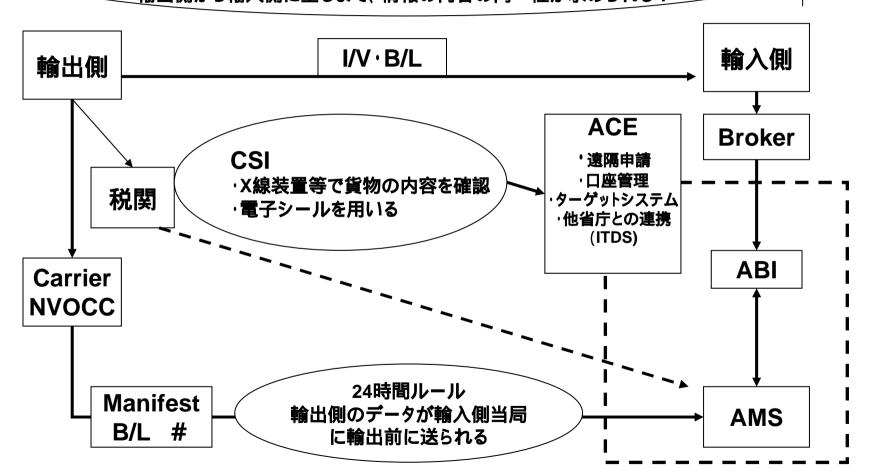


### 業務の流れとセキュリティ・プログラム



C-TPAT

企業のセキュリティ社内管理プログラム
輸出側から輸入側に至るまで、情報の内容の同一性が求められる?



# ACE(1) (Automated Commercial Environment)



- 現行のシステムACS (Automated Commercial System)に置換わる次世代手続システム
- 開発:e-Customs Partnership
   IBM Global Logistics-Lead System Team、
   Lockheed Martin、KPMG、Computer Science、
   Sandler & Travis Trade Advisory Service
- 開発予算総額15億ドル
- 2006年-2007年冬本格稼動予定
- 2003年2月Phase のテスト開始(40社参加)

# **ACE**(2)



#### Architecture:

#### **Enterprise Application Layer**

- 自転車のハブとスポーク
- スポークが一つのアプリケーションを 意味する。
- 一つのアプリケーションに係わる全 ての情報は他のアプリケーションで も利用できるが、ハブを通過しなければならない。
- 新しい技術をいつでもシステムに追加できる柔軟な拡張性を持つ。

他省庁ともデータを共有し、税関ITプラットフォームとして機能する。

#### (1)ACE ポータル

ユニバーサルな"シングル・スクリーン"。 税関、関連他省庁、企業は全て同じスクリーンを見る。

#### (2)アカウントマネージメント

企業単位で一つのアカウントに纏められ、関税納付、コンプライアンスの 状況など全ての情報が集約される。

#### (3)貨物プロセッシング

 事前申告、end to endのトラッキング、トランスポンダー・スマートカード等の 通信デバイスにも対応。ターゲティング

#### (4)国境セキュリティ

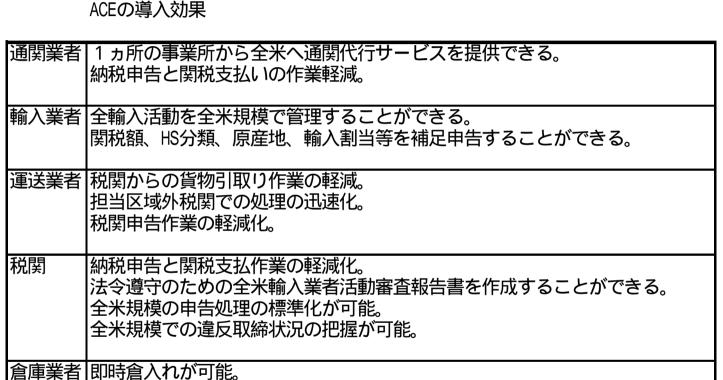
全ての輸出入をスクリーニングし、ハイリスク貨物の識別、追跡、阻止に必要なデータへのアクセス。

# ACE(3)

#### のでの道と計画

より適切な倉出し管理。

貨物引渡しスケジュールの精度向上。



(出所) ACE Business Plan 1999.1(U.S.Customs Service)

(株)野村総合研究所作成



# ACE(4)構成

- ABI(Automated Broker Interface):接続が 認められたブローカー、輸入者、船社等が、 電子的に税関に電子的に申告できるシステム。全輸入件数の96%以上はABIを通じて 申告されている。
- Statement Processing: ABI申告者に対して、多数回にわたる支払いを1回の小切手送付または支払い手続にまとめて行うことを認める。
- ACH(Automated Clearinghouse): ABI申告者に対して、税関手数料、関税等租税を電子的に払い込むことを認める。
- TECS (Treasury Enforcement Communication System)

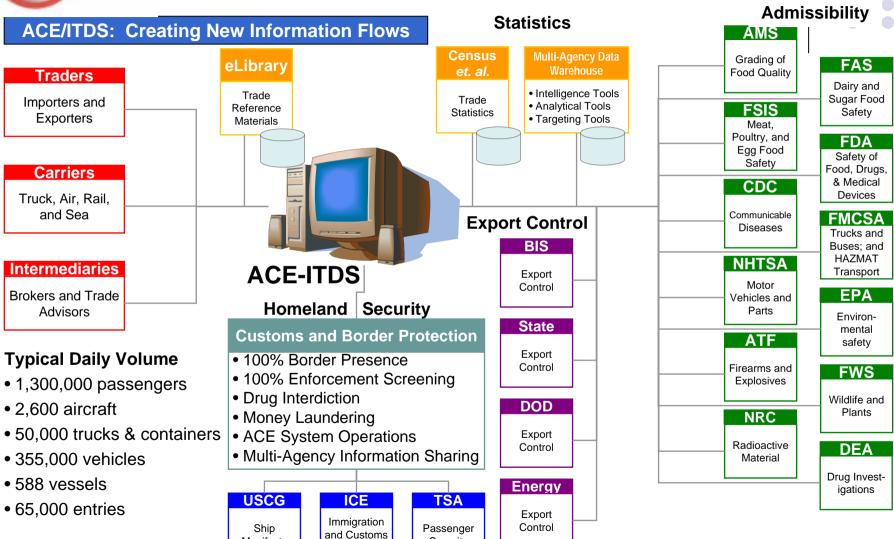
- BRASS(Border Release Advanced Selectivity System): NAFTA等陸路の国 境税関での通関について、大量輸入される 貨物の安全確認検査システム
- AMS(Automated Manifest System):参加が認められた輸入船社に、手続関連書類(積荷目録(マニフェスト)、エア・ウエイビル、保税申告、その他税関によって求められる書類等)を電子的に申請することを認める。
- 関連省庁との連携(ITDS: International Trade Data System)。移民局(Immigration and Naturalization Service)、運輸省(Department of Transportation: Federal Motor Safety Administration)、商務省統計局(Bureau of Census, Department of Commerce)、連邦通信委員会(Federal Communication Committee)、食料・薬品管理局(Food and Drug Administration)、Animal and Plant Health Inspection Service、Army Corps Engineer、Federal Maritime Commission、International Trade Commission、Bureau of Transportation Statistics



#### ACE and ITDS:

Manifests

# **Multi-Agency Information Sharing and Targeting System**



Security

Enforcement

28

# ACE(5)スケジュール



#### フェーズ1(2003年前半)

- テスト参加者(40社の参加を予定。参加資格はC-TPAT参加者に限定)に対して、アカウントベースで税関データへのアクセスを認める。(2003年2月テスト開始)
- 自動トラック貨物マニフェスト:海上貨物、航空貨物等全ての貨物輸送に対する統一マニフェストシステム (Unified Manifest System)開発の第一歩。
- 通関取扱いでの優遇措置(Preferred Release):ローリスク・インポーター及びキャリアに対して、通関取扱いに関して、より効率的で迅速な優遇処置を与える。
- 統合化された検査体制:一次及び二次検査段階で、他 省庁の検査基準を利用できるようにする。
- アカウントベースの収税機能:定期的なステートメント作成と支払い

#### フェーズ2

- アカウントベースでの税関データへのアクセスを拡張する
- 自動保税申告:保税運送、FTA、保税上屋
- アカウントベースの収税機能の追加:日次ステートメント作成機能で、自動手形決済機能を含む
- すべの貨物輸送に対する統合マニフェスト
- 許可・承認(Licenses、Permits)、証明(Certificates) の自動管理

#### フェーズ3

- 自動アンチ・ダンピング / 相殺関税処理
- 自動輸入数量割り当て処理
- 全ての輸入通関サマリー及び精算情報へのアクセス

#### フェーズ4

- 自動輸出手続システムAES (Automated Export System)機能、輸出アカウント及び自 動ドローバック機能の追加
- インターモーダル・マニフェスト
- 貨物、保稅運送追跡機能
- 完全アカウントベースでの支払い機能、アカウント元帳(Ledger)機能
- 2006年-2007冬から完全稼動の予定

# ACE(6)直近のスケジュール



#### (1)2003年1月8日

税関ウェブポータルの使用開始(関税庁本庁で)

#### (2)2003年4~6月

- 貿易関係企業のオンラインアクセスが開始される。
- ユーザーは輸入者40社と指定されたブローカー。
- 包括的なアカウント情報及び下記レポートの 提供
  - ✓ Entry Summary line item reports
  - Aggregated Impoter Activity Reports
  - ✓ Aggregated Cargo Exam Reports
  - ✓ Cargo Exam Details Report
  - Entry Summary Review Details Report

#### (3)2003年1~3月

- コンプライアンス分析、トレンド分析、参考情報を提供する。
- 包括的データ・ウェアハウス機能がアカウント 分析を開始。
- 特別に許可されたユーザーがアクセスできる。
- 国境セキュリティにとってキーとなる機能.

#### (4)2003年6~9月

- アカウントマネージメント機能の強化
  - Additional activity log functions (receive, store, retrieve)
  - Alerts and notifications
  - ✓ Compliance assessment with history information
- ACEの決済関係機能(financial capability)の 追加
  - Electronic Statement for account
  - Periodic payment capabilities
  - Automated Clearinghouse (ACH) payment capabilities

#### (5)2004年

全米でユーザー企業を1100社 (1100account)まで拡大の予定。

#### (6)2004年春~

- 7つの税関にACEをリリース
  - Buffalo, New York
  - Detroit, Michigan
  - ✓ Huron, Michigan
  - √ Otay Mesa, California
  - ✓ Laredo, Texas
  - ✓ Champlain, New York



### **ACE Overview of Releases**

W	ace	AOL			W OI I	Toloas	
-	Spring '03	Winter '03-'04	Spring '04	Fall '04	Winter '04-'05	Spring '06	Winter '06-'07
Comm. Accounts	<ul><li>Significant Activity Log</li><li>Quick Views</li></ul>	Release 3  Generate Monthly Periodic Statements  Accept Periodic payments via ACH credit & ACH debit only through ACS  Subsidiary Ledger	Release 4	Release 5  - e-Bond    Assoc with    Accounts - Daily    Statements - Account    view of    export data	Release 6 Initial Violation Billing Initial Regulatory Audits Manage Licenses, Permits, & Certificates	Release 7  Statements based or Entry Summary & Liquidation Accept payments including cash, EFT & lockbox Produce CFO Reports	Release 8  Bond Sufficiency Full Compliance Analysis Full Revenue Processing Account Mgmt for Exporters
Processing			<ul> <li>Automated         Truck Manifest</li> <li>Preferred &amp; Std         e-Release for         trucks</li> <li>In-bond         including         CAFES</li> <li>All legacy truck         release method</li> </ul>		<ul> <li>Manifest for all modes</li> <li>Preferred &amp; Std e-Release for air, rail, &amp; sea (prefiled manifest)</li> <li>Initial Cargo &amp; Conveyance Tracking</li> <li>e-Release for air, rail, &amp; sea</li> </ul>	<ul> <li>Acceptance         of All Entry         Types</li> </ul>	<ul> <li>Multi-Modal Manifes</li> <li>Mail Entry</li> <li>Full Export         <ul> <li>Processing</li> </ul> </li> <li>Full Cargo Tracking</li> <li>Full Conveyance         <ul> <li>Tracking</li> </ul> </li> <li>Selectivity for         <ul> <li>drawback and</li> <li>exports</li> </ul> </li> </ul>
Processing						<ul> <li>Entry Summary</li> <li>Liquidations</li> <li>Anti-Dumping /         Countervailing         Duties</li> <li>Refunds</li> </ul>	<ul><li>IASS</li><li>Reconciliation</li><li>Protest</li><li>Drawback</li></ul>
崩	<ul><li>Electronic HTS</li><li>40 Trade Reports</li></ul>			<ul><li>HTF Updates</li></ul>	e-FOIA Processing	<ul><li>Visa Administration</li><li>Quota Management</li></ul>	<ul> <li>Automated Quota/Ville</li> <li>Trade Stats &amp; Reporman</li> <li>Full Rules &amp; Regs.</li> </ul>
			FMCSA	FCC; APHIS; Army Corps of Eng; MARAD, ITC, FDA	PGAs TBD	Census	PGAs TBD
)	40 Importers	Up to 1100 Importers, Brokers & Carriers		Sureties	FTZs Warehouse	All Import Users	Exporters Couriers

# 国際標準化への動向



WCO、FALにおいても効率化と安全の同時達成を目指している。

#### WCO

# 2003年6月のWCO理事会に提案される予定。

ハイリスク貨物を特定するのに必要な27の データエレメント策定完了

通関データの事前電子申告を可能とするの に必要な法的ガイドラインを策定する。

- 事前申告
- 政府間でのリスク情報の共有
- オーソライズド・サプライチェーン

税関当局と民間企業との協力的ガイドラインを策定する(オーソライズド・トレーダー・コンセプト)

#### IMO·FAL

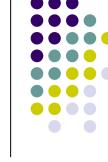
#### 2003年1月第30回FAL委員会

貨物検査対策、密航者対策、テロ対策等の検討

シングルウィンドウコンセプト、船舶及び貨物に係わる電子申請対策

セキュリティ対策と電子化による諸手続きの 簡素化の調和

# 参照先



米国国家安全保障省、税関・国境保護局 (Bureau of Customs and Border Protection) のインターネット・ホームページ

http://www.cbp.gov

日本機械輸出組合の関連ホームページ

http://www.jmcti.or.jp/C-TPAT/index.htm